

産保第2548号

平成29年3月13日

一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報について（通知）

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統を別紙のとおり改めましたので、通知します。

貴職におかれましては、貴協会会員等への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 変更箇所

- (1) 通報系統図を高圧ガスと火薬類で別葉とした。
- (2) 平成30年4月1日から高圧ガス保安法の権限の一部が千葉県知事から千葉市長に移譲され、移譲後には通報系統に変更が生じるので、今回改正した通報系統図の有効期限を平成30年3月31日とした。

2 その他

「液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統」については変更なし。

担当

保安対策室 菊池

電話 043-223-2736

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等 (液化石油ガス一般消費者等に係る事故の場合を除く)

1 千葉県内の高圧ガス関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガスの輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、**夜間休日を問わず**、次の2、3の要領に従い、**直ちに電話等による通報を行うこと**。

なお、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所においては、同法第23条で規定する**異常現象の通報を優先**させること。

2 報告事項は次のとおりとする。

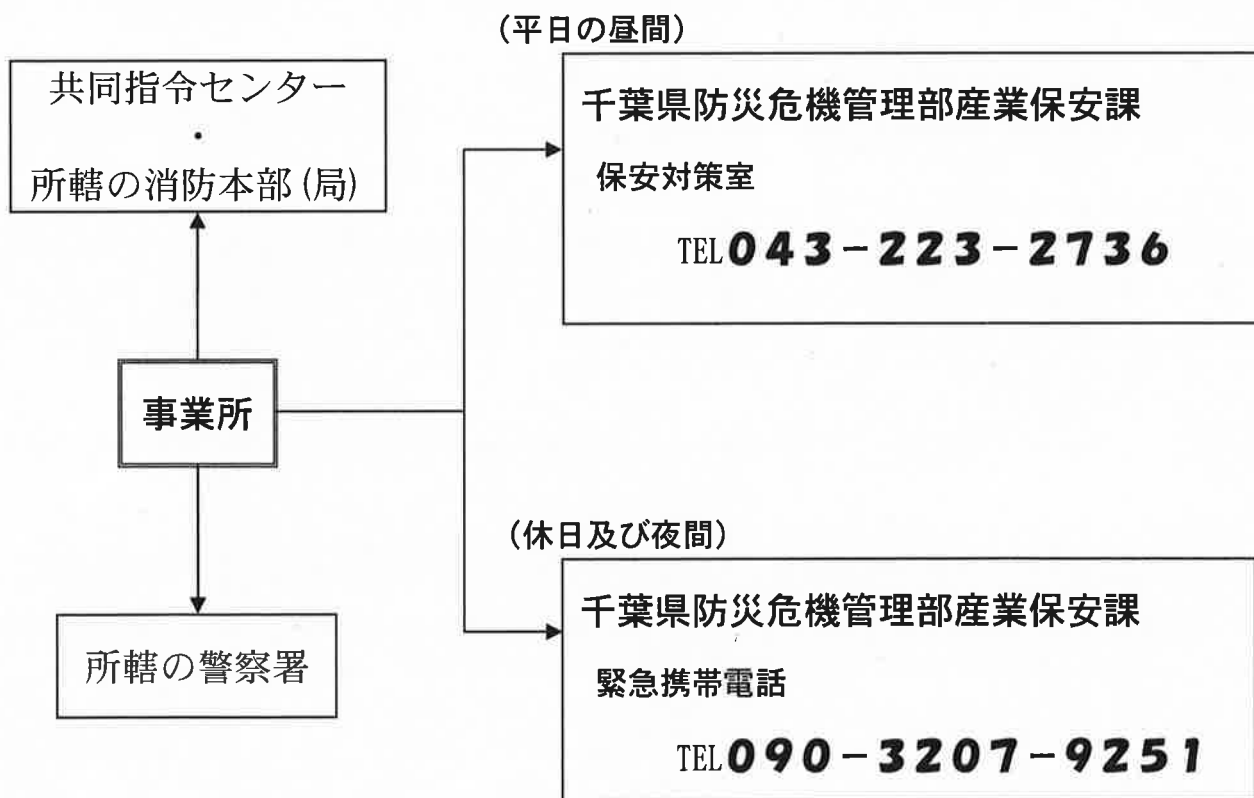
- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所（設備名等を含む）
- (3) 災害等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、
とりあえず、第1報を通報すること。

(通報した内容が高圧ガスの事故に該当する場合は、追って事故届書を提出すること。)

3 高圧ガス関係事業所に係る災害発生時の通報系統

(平成29年4月1日現在)



※ 産業保安課 FAX 043-227-3548

この通報系統は平成30年3月31日まで有効とする。
平成30年4月以降は通報系統等が変更となる。